

都市計画案の理由書
中部広域都市計画用途地域の変更（うるま市決定）
名称：石川終末処理場周辺地区

石川終末処理場周辺地区は、本市北部東地域の臨海部に位置し、用途地域未指定区域に隣接しています。本地区の東側には石川浄水場が立地しており、また西側には低層住宅地、南側には農地が広がっています。

当該地区は、第一種低層住居専用地域に指定されていますが、都市計画施設（下水道）である石川終末処理施設が立地しており、既存不適格となっています。「第２次うるま市都市計画マスタープラン」においては、石川終末処理施設の既存不適格を改善することが都市施設の整備方針で示されており、現況の土地利用との乖離を解消することが必要です。

そこで、この課題を解消するとともに第２次うるま市都市計画マスタープランの実現を目指すため、石川終末処理場周辺地区 1.5ha において用途地域を変更し、現況土地利用状況との整合を図ります。なお、用途地域を未指定地域に変更する 1.4ha の区域については、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した農住環境の形成を行うため、特定用途制限地域（集落環境保全地区）をあわせて指定します。